

平成 2 9 年 度
津 山 市 農 業 委 員 会
(5 月 定 例 会 議 事 録)

平成 2 9 年 5 月 1 0 日 (水) 1 3 時 3 0 分 ~
津山市役所 2 F 2 0 2 会 議 室
津山市農業委員会定例会を招集する。

委員定数 3 4 名

出 席 委 員 (3 2 名)

1 . 日 笠 治 郎	2 . 木 下 稔	3 . 目 瀬 公 康	4 . 平 田 行 男
6 . 本 山 寛 文	7 . 大 山 正 志	8 . 松 岡 兆 人	9 . 内 藤 修
1 1 . 竹 内 隆 一	1 3 . 光 成 美 文	1 4 . 坂 本 道 治	1 5 . 福 田 信 吾
1 6 . 長 森 健 樹	1 8 . 森 本 政 孝	1 9 . 勝 山 修	2 0 . 井 家 上 淑 子
2 2 . 福 山 辰 成	2 3 . 鈴 木 幸 一 郎	2 5 . 太 田 裕 恭	2 6 . 川 崎 久 夫
2 7 . 内 田 増 美	2 8 . 赤 堀 康 弘	2 9 . 石 本 惠 二	3 0 . 南 都 芳 明
3 1 . 小 島 仁 太 郎	3 2 . 池 田 幸 正	3 3 . 尾 島 宏 明	3 4 . 山 下 英 男
3 5 . 神 田 圭 介	3 6 . 寺 元 久 郎	3 7 . 河 本 廣 道	3 8 . 溝 口 節 子

欠 席 委 員 (2 名)

1 0 . 植 本 幸 男 1 2 . 只 友 良 春

事 務 局 (1 0 名)

松 田 局 長	松 岡 次 長	宮 野 主 任	藤 原 主 任
杉 井 主 事	都 井 主 事	流 郷 主 査	小 椋 主 任
池 上 主 任	安 藤 主 査		

議 事

- 議案第 9号 農地法第3条の規定による許可申請承認について
(委員会処分)
- 議案第10号 農地法第4条の規定による許可申請承認について
(市長処分)
- 議案第11号 農地法第5条の規定による許可申請承認について
(市長処分)
- 議案第12号 非農地証明願承認について

- 議案第13号 耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの
判断について
- 議案第14号 農用地利用集積計画の承認について

- 議案第15号 津山農業振興地域整備計画変更に関する意見について

- 報告第 3号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

- 報告第 4号 農地改良届出書の受理について

- その他

議 事 録

別 紙 の 通 り

(1 3 : 3 0 ~)

事 務 局 長

只今から平成29年5月の津山市農業委員会定例会を開催致します。本日は委員34名中32名のご出席を頂いており、全委員の過半数を超えておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により本会は成立致します。なお、10番植本委員、12番只友委員から欠席の連絡を頂いております。また本日は二宮参与が公務のため欠席させて頂いております。

それでは、津山市農業委員会総会会議規則第6条の規定により、以降の議事進行は日笠会長にお願い致します。

日 笠 会 長

はい。それでは審議に入る前に、議事録署名人を私の方から指名させてもらってもよろしいか。

*

日 笠 会 長

はい。

それでは11番竹内委員さん、13番光成委員さん、宜しくお願いします。

それでは議事に入ります。

議案第9号農地法第3条の規定による許可申請承認について上程します。事務局説明願います。様式が変わりますので見づらいかもしれんけど、よう見てやってください。宜しくお願いします。

事 務 局 (津 山)

議案説明の前に、議案書の様式が変更されている点について説明致します。従来の議案書につきましては、両備システムズから貸借しているシステムに入力し、出力されたものを使用しておりました。しかし、国の方針により、この4月1日から全国一律のシステムを利用することとなり、新たなシステムが導入され、出力されたものが本日の議案書となっております。見にくい所もあるかと思いますが、様式を打ち直すことで漏れ等ができることがあってはいけませんので、ご了承いただきますようお願い致します。では、3条の議案書の主な変更点について説明します。左側から説明しますと、「申請番号」、こちらは従来とほぼ同様ですが、津山地区分を示す「津」の文字や加茂地区分を示す「加」の文字は表示しておりません。次に「権利」の欄ですが、3条の許可申請で申しますと、所有権移転や賃貸借権設定、使用貸借権設定が表示されます。今月の議案では全て所有権移転です。またその下部に示されているのは、有償または無償か、自作地または借入地かという取得形態についてです。これまでは、権利ごとに議案を分けておりましたが、今後はこの権利の欄でご確認頂くようになります。続きまして、申請地の所在、地番、地目、農振区分、面積となります。なお、農地の所在については大字のみの表記となり、小字は表示されません。次に、そのまま右に移りまして、上部が譲渡人、下部が譲受人となります。なお、今までは年齢が出ておりましたが、表示されないようになっております。そしてその右側に、それぞれの経営面積、その右に家族数等が示されております。次に、「申請事由」。そして、「備考欄」です。議案書の様式についての説明は以上です。

それではあらためまして、議案第1号の説明を致します。今回、津山地区から2件、加茂地区から1件、久米地区から2件の計5件の申請です。議案書のページで申しますと、1ページから2ページです。それでは、議案書をもとに説明します。

まず、1-1についてですが、高野本郷の47歳男性から、高野本郷の66歳農業を営む男性への、増反による所有権移転です。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書の通りです。

続きまして、1-2についてですが、大篠の82歳男性から、同所53歳酪農を営む男性への、親子間贈与による所有権移転です。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書の通りです。

津山地区分の説明は以上です。

日 笠 会 長

はい、ありがとうございました。続いて加茂。

内ということで、一般に農振と呼ばれる地域でございます。1 - 2 から農振地域と書いてありますが、農振地域というのは、農振の農用地ではなく都市計画の用途も定められていない、白地の所です。基本的には農振地域ではなく都市計画用途地域ではない所です。もう1つ農振地域外というのが出てきます。農振地域外についてですけれども、これが都市計画区域内となります。表示としてはこの3パターンが表示されますのでご理解頂けたらと思います。

光 成 委 員
事務局（津山）
川 崎 委 員
事務局（津山）

俗に言う青地というのは、農振農用地ですか。

そうですね、農振農用地のことです。白地が農振地域です。

白地というのは全く農振かけてないということですか。

はい。農業振興地域内の土地なんですけれども、農振農用地ではないということです。

日 笠 会 長

よろしいか。今度は様式が変わるとるんでわかりにくいと思いますが宜しく願います。

議案第10号農地法第4条の規定による許可申請承認について上程します。事務局説明願います。

事務局（津山）

はい、失礼します。議案の説明の前に、議案書の様式の変更点について説明します。まず、今まで表示されておりました申請人等の年齢、土地の反収、建蔽率については表示されなくなっております。次に、真ん中から少し右の欄の形態、用途、施設等の欄についてですが、形態には転用又は一時転用が記載されます。用途には国が定めた統計上の値が表示されるようになっております。施設の欄は従来と同様です。施設面積については、転用する面積となり、通常は全体面積となりますが、一時転用などで、一部のみ転用する場合は、うち面積となります。次に右の申請事由の欄ですが、従来の転用目的が入ります。

それでは、改めまして、議案第10号の説明を致します。今回、津山地区から1件、勝北地区から1件の計2件の申請です。議案書のページは、3ページです。それでは、議案書をもとに説明します。

1 - 1・押淵の畑宅地、187㎡の、追認案件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は、既存敷地の拡張で、施設の概要は露天駐車場です。転用事業者は、押淵にお住いの81歳無職の男性で、顛末書を添付しての申請です。申請地の隣接に居宅があり、家屋を増築した際に駐車場や浄化槽を一段低くなっている当申請地に設置造成していたものです。転用にあたり、境界部分については手掘り水路を設置し、既存の排水路へ流すなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する形状であることを確認しています。押淵水利組合から、差し支えない旨の意見書の提出を受けております。集落に接続した位置であり、他に代替地もないとのことから、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。津山地区の説明は以上です。

日 笠 会 長
事務局（勝北）

はい、ありがとうございました。続いて勝北。

はい、失礼します。それでは勝北地区の説明を致します。

4 - 1・新野山形の畑、48㎡の件についてです。農地区分については第1種、第3種に該当しないことから第2種と判断しています。転用目的は墓地および墓地管理地です。転用事業者は新野山形にお住いの農業を営む61歳の男性です。墓地を新しく建立するため転用するものです。転用に当たり、境界については、既存の素掘側溝により砂利の流出を防止し、雨水排水については、自然浸透させるなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。土地改良区には未所属です。他に代替地もないとのことから、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

議案第10号の説明は以上です。

日 笠 会 長

はい、ありがとうございました。今議案第10号に対して事務局の説明がりましたが、皆さんこれに対して何かありますか。

*
日 笠 会 長

ありません。
ありませんか。

*
日 笠 会 長

はい。
それでは、無い様でしたら、賛成の方は挙手でお願いします。

*
日 笠 会 長

多数、挙手
はい、賛成多数という事でありありがとうございます。

事務局（津山）

議案第11号農地法第5条の規定による許可申請承認について上程します。事務局説明願います。

はい、失礼します。議案の説明の前に、議案書の様式の変更点について説明します。基本的には、先ほどの4条議案と同じですが、大きな変更が一つあります。左から2番目の欄、権利の欄についてです。これまでは、権利ごとに議案を分けておりましたが、今後はこの権利の欄で、所有権移転や使用貸借権設定等を見分けることとなります。

それでは、改めまして、議案第11号の説明を致します。今回、所有権移転によるものが津山地区から2件、使用貸借権設定によるものが津山地区から4件、勝北地区から使用貸借権設定1件、久米地区から使用貸借権設定1件の計8件の申請です。議案書のページは、4ページから6ページです。それでは、議案書をもとに説明します。

1-1・北園町の田、343㎡、所有権移転の件についてです。農地区分は、都市計画用途地域内であり、第3種と判断しています。転用目的は、一般住宅用地で、施設の概要は、木造2階建て全高7.7m程度の居宅1棟で、建蔽率は29%です。転用事業者は、呉市にお住まいの40歳医師の男性です。現在、県外で生活していますが、実家近くに居宅を建築するため、転用するものです。転用にあたり、境界部分については、既存擁壁と既存水路を利用し、雨水排水については既存水路に流し、生活排水については、下水道に流す接続するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。昭和池土地改良区から、差し支えない旨の意見書の提出を受けております。第3種農地であり、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

続きまして、1-2・国分寺の田、249㎡、所有権移転の件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は、一般住宅用地で、施設の概要は、木造2階建て全高7.5m程度の居宅1棟と進入路で、建蔽率は31%です。転用事業者は、国分寺河辺にお住まいの29歳会社員の男性です。現在、市内のアパートで暮らしておりますが、子どもの成長に伴い手狭となってきたため、実家近くに居宅を建築するため、転用するものです。転用にあたり、境界部分についてはコンクリートブロック擁壁を設置し、雨水排水については、敷地内に排水施設を設け、既存水路に接続し、生活排水については、合併浄化槽を設置するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。加茂川土地改良区から、差し支えない旨の意見書の提出を受けております。集落に接続した位置であり、他に代替地もないことから、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

続きまして、1-3・院庄の田、452㎡、使用貸借権設定の件についてです。農地区分は、都市計画用途地域内であり、第3種と判断しています。転用目的は、一般住宅用地で、施設の概要は、木造平屋建て全高5.5m程度の居宅1棟で、建蔽率は28%です。転用事業者は、院庄にお住まいの33歳会社員の男性です。現在は実家で生活していますが、祖父母及び兄弟家族と同居のため手狭であり、実家に隣接する祖父所有の土地を借り受け居宅を建築するため、転用するものです。転用にあたり、境界部分については、コンクリートブロックと水路を設置し、雨水排水については、敷地内に排水施設を設け、既存水路に接続し、生活排水については、合併処理浄化槽を設ける設置するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計

画となっています。吉井川井堰土地改良区から差し支えない旨の意見書の提出と、使用貸借契約書の写しの添付を受けております。第3種農地であり、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

続きまして、1-4・新田の田、461㎡、使用貸借権設定の件についてです。農地区分は、農振除外された土地であり、土地改良事業の受益地であるため、第1種と判断しています。転用目的は、一般住宅用地で、施設の概要は、木造二階建て全高6.4m程度の居宅兼車庫1棟と全高2.3m程度の倉庫1棟で、建蔽率は23%です。転用事業者は、二宮にお住いの47歳会社員の男性です。申請者は現在、アパートで暮らしておりますが、両親が高齢となり、将来の介護等のことも考え、実家に隣接する父親の土地を借り受け居宅を建築するため、転用するものです。転用にあたり、境界部分については、コンクリート擁壁を設置し、雨水については擁壁内周に排水路及び沈殿升を設け、既存水路に接続し、生活排水については合併浄化槽を設置するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。新田自治会長から、差し支えない旨の意見書と、隣接土地所有者からの排水承諾書の提出を受けています。また、使用貸借契約書の写しの添付をも受けております。第1種農地の転用は原則不許可ですが、例外許可規定「集落に接続して建築される居住宅」に該当しており、他に代替地もないことから、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。なお、この件については現地調査を行っています。

続きまして、1-5・日上の畑、245㎡、使用貸借権設定の件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は一般住宅用地で、施設の概要は、混構造三階建て全高9m程度の居宅1棟で、建蔽率は30%です。転用事業者は日上一にお住いの23歳会社員のご夫婦です。現在は実家で親世帯と同居していますが、手狭となり、将来の事を考え、専用住宅を建築するため、転用するものです。転用にあたり、境界部分については、コンクリートブロック擁壁を設置し、雨水については排水路及び沈殿升を設け、隣地排水路に接続し、生活雑排水については、合併処理浄化槽に接続後を設置し、隣地排水路に接続するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。加茂川土地改良区から、差し支えない旨の意見書と、隣接土地所有者からの排水承諾書の提出を受けています。また、使用貸借契約書の写しの添付をも受けております。集落に接続した位置であり、他に代替地もないことから、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

続きまして、1-6・上横野の畑、860㎡、使用貸借権設定の追認案件についてです。農地区分は、農振除外された土地ですが土地改良事業はされておらず、周辺の状況から、第2種と判断しています。転用目的は、商業用施設用地で、施設の概要は、木造平屋建て全高5m程度の倉庫兼事務所1棟と露天駐車場及び露天資材置き場です。転用事業者は、上横野にお住いの44歳配管工の男性で、顛末書を添付しての申請です。以前より実家に事務所と倉庫を構えていた場所であり、従業員の通勤や業務上、不便であったことから、より良い条件であった申請地に事務所等を移転していたものです。転用にあたり、境界部分については、既存のU字溝があり、雨水排水については既存排水路に接続し、生活排水については汲み取り式の便槽を設けるなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する形状であることを確認しています。上横野東井手水利組合から、差し支えない旨の意見書の提出と使用貸借契約書の写しの添付を受けております。他に代替地もないことから、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

津山地区分の説明は以上です。

日 笠 会 長
事 務 局 (勝 北)

はい、ありがとうございました。続いて勝北。

はい、失礼します。それでは勝北地区の説明を致します。

4-1・新野東の田、285㎡の件についてです。農地区分については第1種、第

3種に該当しないことから第2種と判断しています。転用目的は一般住宅用地で、施設の概要は、木造2階建て全高8.7m程度の居宅1棟で、建蔽率は31%です。転用事業者は、高野本郷にお住まいの33歳会社員の男性ですが、現在、賃貸住宅に居住しており、子供の成長により手狭となったため、義父の土地を借り受け、居宅を建築するため転用するものです。転用に当たり、境界部分については、コンクリート擁壁および水路により対処し、雨水については、敷地内に排水施設枡を設け、生活雑排水については合併浄化槽を設置し、既存の水路に接続するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。塩手池土地改良区から差支えない旨の意見書の提出と、使用貸借契約書の写しの添付を受けております。集落に接続した位置であり、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。なお、この件につきましては、現地確認を行っております。

勝北地区分の説明は以上です。

日 笠 会 長
事 務 局 (久 米)

はい、ありがとうございました。続いて久米。

はい、失礼します。続きまして、久米地区の説明を致します。

5-1番・油木北の田、382㎡及び畑、185㎡の計567㎡の件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は一般住宅用地で、施設の概要は、木造二階建て全高7.6m程度の居宅1棟で、建ぺい率は23%です。転用事業者は、神戸にお住まいの30歳教員男性と28歳教員女性のご夫婦です。現在はアパートに居住しておりますが、育児休業後の職場復帰を見据え、祖父母等による円滑な育児支援を得るため、当申請地を譲り受け、居宅等を建築するために転用するものです。転用にあたり、里道に隣接している箇所は、ブロック擁壁と安定勾配の法面で崩壊を防止し、隣接所有者との境界は、畝を新設し、必要な距離と安定勾配を確保し、法面の下部にブロック擁壁を設置、また、雨水排水については、排水路及び沈殿枡を設け既存水路に接続させ、敷地内に合併浄化槽を設置し直接既存の排水路に流出しないようにするなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。土地改良区には未所属です。集落に接続した位置であり、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。また、この件につきましては、現地調査を行っております。

議案第11号の説明は以上でございます。

日 笠 会 長
本 山 委 員

はい、ありがとうございました。

それでは、津山の現地調査の説明をお願いします。

はい、1-4について、6番の本山が説明させていただきます。現地調査は5月8日、目瀬委員さん、溝口委員さん、それから事務局2人の計5人で現地の確認をさせていただきます。当地区はJR大崎駅より北へ約1km、広戸川の河川よりも200m北の場所になります。市道にも隣接しておりますし、集落にも接続しております。南、それから東側にも宅地がありまして、特に問題ないだろうと思っておりますので、ご審議宜しく申し上げます。

日 笠 会 長
尾 島 委 員

はい、ありがとうございました。次、勝北の現地調査。

33番尾島です。5月8日に内田委員さん、赤堀委員さん、事務局の計4名で現地調査を行いました。場所は勝北支所の信号より西に約400mの国道沿いです。今現在は畑で、国道沿いに申請をしようとしたんですが、国交省の方から、国道への出入りはまかり成らんということで、当地の他はないということでございます。宜しくお願い致します。

日 笠 会 長
松 岡 委 員

はい、ありがとうございました。次、久米。

8番松岡です。5-1について説明します。5月8日に植本委員、光成委員、事務局の4人で現地に行きました。場所は429号線の佐良山から7kmほど行った所です。ここは田んぼと畑がありまして、細長いような田んぼと畑ですけど、手つかずのような場所ですので問題ないと思っております。

日 笠 会 長

はい、ありがとうございました。議案第11号に対して事務局並びに現地調査の

				説明がありましたが、皆さんこれに対して何かありますか。
	*			ありません。
日	笠	会	長	ありませんか。
	*			はい。
日	笠	会	長	それでは、無い様でしたら、賛成の方は挙手でお願いします。
	*			多数、挙手
日	笠	会	長	はい、賛成多数という事で、ありがとうございます。
				議案第12号非農地証明願承認について上程します。写真が回るまで、休憩とします。
	*			写真回覧、休憩
日	笠	会	長	写真を見てもらうたんで、再開させてもらいます。
				筆頭者の方、説明をお願いします。
大	山	委	員	大山です。1-1について説明致します。現地は野介代というところでありまして、前回は出しておりましたが、この方は酪農を営んでいる方で、乾燥場、あるいは資材置場として、広い土地が必要です。面積もかなりありますが、平成10年頃から施設として利用しているので、宜しくお願いします。
日	笠	会	長	はい、ありがとうございました。
鈴	木	委	員	23番、鈴木です。1-2ですけど、分筆を先にしてくださいと指導しておったんですけど、じゃあ分筆が出来たんで、利用状況から、このようにしてくださいということで、承認をお願いします。
				それから1-3も、分筆をしてくださいと頼んどったんですけども、分筆が出来たということで、これもいいんじゃないかと思いました。審議をお願いします。
				それから1-4なんですけども、これも同じく分筆のことで止まっとったんですけども、分筆が出来たということで、利用状況に書いてある通りということです。宜しくお願いします。
				それから1-5なんですけども、親が知らずに家を建ててしまったということで、仕方ないと思います。審議をお願いします。
日	笠	会	長	はい、ありがとうございました。
神	田	委	員	1-6です。35番、神田です。この方も農地法を知らずにそのまま建てたということで、致し方ないと思います。宜しくお願いします。
日	笠	会	長	はい、ありがとうございました。
本	山	委	員	1-7について、6番の本山が説明します。場所は国道179号線の大崎小学校より南へ150m程の位置にありまして、県道の改良工事ですけども、ここで田んぼの一部を買収され、残りの農地を庭地等にしてしまったということです。仕方ないと思いますので、宜しくお願いします。
日	笠	会	長	はい、ありがとうございました。
勝	山	委	員	19番勝山です。1-8について説明致します。場所は藤屋線の県道で、昔の田辺支所の農協から西へ約200m行った所の南で、昭和40年頃に構造改善したところで、田んぼは2mくらいの幅で、仕方ないと思います。宜しくお願いします。
日	笠	会	長	はい、ありがとうございました。
長	森	委	員	16番長森でございます。これは既に用途変更がされておりまして、農業用倉庫が建つとりまして、特に問題ないと思います。宜しくお願いします。
日	笠	会	長	はい、ありがとうございました。
山	下	委	員	34番山下です。2-1ですけど、議案書に書いてある通りで仕方ないと思います。宜しくお願いします。
日	笠	会	長	はい、ありがとうございました。
竹	内	委	員	11番竹内です。2-2、公郷の1833-1と1834-4、これは平成5年頃から、露天駐車場になっております。もう1件の1834-8、これは平成5年頃から車庫として使われとります。宜しくお願いします。

日 尾	笠 島	会 委	長 員	はい、ありがとうございました。 33番尾島です。4-1を説明させて頂きます。利用状況の欄に書いてある通りでございますので、仕方ないと思います。宜しくお願いします。
日 内	笠 田	会 委	長 員	はい、ありがとうございました。 27番内田です。4-2について説明致します。墓地なんですが、石塔が境界線に少しかかっております。それを境界線から外すために修正をしたいと考えておりますので、宜しくお願いします。
日 川	笠 崎	会 委	長 員	はい、ありがとうございました。次。 これは昭和48年頃に分筆をして、宅地の変更をせずにそのままだったということで。次は先月に保留になった分ですけれども、事務所が建っとりまして、問題ないと思います。
日 平	笠 田	会 委	長 員	はい、ありがとうございました。次。 4番平田です。4-5について説明します。先程写真もございましたが、先代の方が住宅を建てられて、庭にされたり進入路にされておられまして、どうしようもないと思いますので、宜しくお願い致します。続きまして4-6ですが、これも写真がありましたが、一生懸命農業をされておりまして、農業施設として使用されておりますので、致し方ないと思いますので宜しくお願いします。
日 光	笠 成	会 委	長 員	はい、ありがとうございました。次。 13番光成が説明します。家の横で露天駐車場として使っておりまして、復旧不可能ということで、致し方ないと判断します。宜しくお願いします。
日 松	笠 岡	会 委	長 員	はい、ありがとうございました。次。 8番松岡です。5-2は昭和45年より何も知らずに道路にしてしまったと。それから5-3は平成3年頃にお父さんが倉庫にしてしまった。 5-4については昭和50年頃から庭木を植えてしまった。この3件とも仕方ないと思いますので、宜しくお願いします。
日 目	笠 瀬	会 委	長 員	はい、ありがとうございました。ほんなら津山から現地調査の説明をお願いします。 5月8日に本山委員、溝口委員、事務局の2人と一緒に現地の方に参りました。先程証明委員の大山さんの方から説明がありましたように、この方は一生懸命農業をされとりまして、水田も多いですし、色々な資材置場が必要だということで、面積が広いんですけども、仕方ないと思います。
日 内	笠 田	会 委	長 員	はい、ありがとうございました。次。 27番内田です。8日に赤堀委員と尾島委員と私と、それから事務局で現地調査をしまして、致し方ないと判断しました。
日	笠	会	長	はい、ありがとうございました。今議案第12号に対して、筆頭者並びに現地調査の説明がありましたが、これに対して何かありますか。
	*			ありません。
日	笠	会	長	ありませんか。
	*			はい。
日	笠	会	長	はい、無い様でしたら、賛成の方は挙手でお願いします。
	*			多数、挙手
日	笠	会	長	はい、賛成多数という事で、ありがとうございます。 議案第13号耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について上程します。筆頭者の説明をお願いします。
石 本		委 員		29番石本です。議案第13号1-1神戸の146-2。現地は山林原野化をしておりますので非農地の判断を宜しくお願いします。
日 勝	笠 山	会 委	長 員	はい、ありがとうございました。 19番勝山です。1-2について説明致します。場所は昭和池の上の東側でありまして、古い山でどうにも出来ないの、宜しくお願いします。

日 笠 会 長	はい、ありがとうございました。
竹 内 委 員	11番竹内です。2-1。これは原野化しておりましてどうしようもないです。宜しく願います。
日 笠 会 長	はい、ありがとうございました。
内 田 委 員	27番、内田です。4-1について説明します。場所は新野山形の八幡神社から南西へ800m程行った所でございます。そこへ書いてある通り、現状は山林原野化しておりまして、元に戻すのは困難だと考えます。宜しく願います。
日 笠 会 長	はい、ありがとうございました。
川 崎 委 員	ここへ書いてある通りでございます。管理しとった人の息子が、街へ出てしましまして、もう竹藪になっております。宜しく願います。
日 笠 会 長	はい、ありがとうございました。今議案第13号に対して、筆頭者の説明がありました。これに対して何かありますか。
* 日 笠 会 長	ありません。
* 日 笠 会 長	ありませんか。
* 日 笠 会 長	はい。
* 日 笠 会 長	はい、無い様でしたら、賛成の方は挙手をお願いします。
日 笠 会 長	多数、挙手
日 笠 会 長	はい、賛成多数という事で、ありがとうございます。
事務局（津山）	議案第14号農用地利用集積計画の承認について上程します。事務局簡単に説明願います。
事務局（津山）	はい、失礼します。議案の説明の前に、議案書の様式の変更点について説明します。まず、以前あった一括の表については、無くなっております。次に、各筆明細についてですが、基本的に3条と同様の様式となっております。一番の変更点についてですが、表の真ん中あたり、貸付人の欄の渡人について、従来は、土地所有者が亡くなっていた場合は、相続人の名前がでておりましたが、土地の登記簿上の所有者が表示されるようになっております。そのため、わかりやすいように土地所有者が亡くなっている場合は、渡人の名前の下に死亡と表記し、相続人代表として、お一人の名前を一番右の備考欄に作付け作物と共に記載しております。
事務局（津山）	それでは、改めまして議案第14号農用地利用集積計画の承認について、説明致します。議案書のページは、17ページから37ページです。
事務局（津山）	今回の利用権設定は、貸借権設定が津山地区23件、加茂地区2件、阿波地区2件、勝北地区2件、久米地区8件の計37件です。以上、農用地利用集積計画の内容は、経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。
事務局（津山）	議案第14号の説明は以上です。
日 笠 会 長	はい、ありがとうございました。今議案第14号に対して事務局が説明しましたが、承認いただけますか。
* 日 笠 会 長	はい。
* 日 笠 会 長	よろしいか。
* 日 笠 会 長	はい。
* 日 笠 会 長	はい、賛成の方は挙手をお願いします。
* 日 笠 会 長	多数、挙手
日 笠 会 長	はい、賛成多数という事で、ありがとうございます。
福 山 委 員	すいません、今までのような一覧のようなものは出来んのですか。
日 笠 会 長	間違いがあってもいけんのんで、慣れてください。
福 山 委 員	わかりました。
日 笠 会 長	議案第15号津山農業振興地域整備計画変更に関する意見について説明して下さい。
事務局（津山）	はい、失礼します。議案第15号の説明を致します。議案書のページは、38ペ

ージから41ページです。それでは、議案書をもとに説明します。

この件につきましては、津山市が農業振興地域整備計画を変更するにあたり、次に掲げる変更点である、編入6件、除外13件、用途変更3件の合計22件について、当委員会に対し意見を求めてきたものです。参考として41ページ下段に、農用地区域からの除外の基準について記載しております。

それでは説明に移ります。内容が同じ様な案件は、まとめて説明させていただきます。

まず、38ページの編入について説明します。1番から5番については、中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払制度に取り組むため編入するもので、問題ないものと考えます。6番については、地目は雑種地ですが、農振農用地のほぼ中心に位置しており、以前から牛舎等農業用施設として利用されており、41ページの用途3にあります。隣接する農地を農業施設用地へ用途変更すると合わせ編入するもので、問題ないものと考えます。

続きまして、39ページと40ページの除外について説明します。

まず、除外1についてですが、農道として整備したものを、生活道としても利用するため除外するもので、除外後の農地区分は土地改良事業等の受益地でなく、周辺の状況から第2種と判断しており、問題ないものと考えます。

続きまして、除外2についてですが、農道として整備したものを、所有する隣接地へ進入路等としても利用するため除外するもので、除外後の農地区分は土地改良事業の受益地であることから、第1種と判断しておりますが、第1種の例外許可規定である『既存宅地との一体利用』に該当し、集団性等に支障をきたす位置でもなく、問題ないものと考えます。

続きまして、除外3及び4についてですが、追認によるもので、指導による農振除外申請となります。除外後の農地区分は土地改良事業等の受益地でなく、周辺の状況から第2種と判断しております。3番については、墓地を設置していたものですが、集団性等に支障をきたす位置でなく、問題ないものと考えます。4番については、車庫兼農業用倉庫を設置するために敷地を拡張していたものですが、集団性等に支障をきたす位置でなく、問題ないものと考えます。

続きまして、除外5、6及び10についてですが、いずれも敷地を拡張していたもので、指導による農振除外申請となります。除外後の農地区分は10ha以上の一段の規模の農地内であり、第1種と判断しております。第1種の例外許可規定である『既存施設の拡張』に該当し、集団性等に支障をきたす位置でもなく、問題ないものと考えます。

続きまして、除外7についてですが、住宅敷地を拡張していたもので、指導による農振除外申請となります。除外後の農地区分は土地改良事業の受益地であることから、第1種と判断しております。第1種の例外許可規定である『既存施設の拡張』に該当し、集団性等に支障をきたす位置でもなく、問題ないものと考えます。

続きまして、除外8についてですが、事務所等施設を設置するもので、除外後の農地区分は土地改良事業の受益地であることから、第1種と判断しております。第1種の例外許可規定である『集落に接続して設置される業務上必要な施設』に該当し、集団性等に支障をきたす位置でなく、代替地もないとのことであり、問題ないものと考えます。

続きまして、除外9についてですが、農業後継者が一般住宅を建設するもので、除外後の農地区分は土地改良事業の受益地であることから、第1種と判断しております。第1種の例外許可規定である『集落に接続して設置される住宅』に該当し、集団性等に支障をきたす位置でなく、代替地もないとのことであり、問題ないものと考えます。

続きまして、除外11番についてですが、農業委員会において以前に農地に該当しないと議決された農地について、一括して農振除外するものです。

続きまして、除外12番についてですが、露天資材置場として造成するもので、除外後の農地区分は土地改良事業の受益地であることから、第1種と判断しております。当申請地は集落に接続した場所でなく、第1種の例外許可規定のいずれにおいても、当申請の事業計画に記載されている内容の露天資材置場を許可出来る項目がなく、転用許可の見込みがないものと考えます。なお、この件につきましては、現地調査を行っております。

続きまして、除外13番についてですが、植林し山林として管理するもので、除外後の農地区分は土地改良事業の受益地であることから、第1種と判断しております。県にも確認をしましたが、第1種の例外許可規定のいずれにおいても、当申請の事業計画に記載されている内容の植林を許可出来る項目がなく、転用許可の見込みがないものと考えます。

続きまして41ページの用途変更について説明します。

用途1については、隣接する農地について中間管理機構を通じ貸し付けることになりましたが、借り受けることとなった耕作者から耕作するための駐車場等の整備を依頼され、農業施設用地に用途変更するものです。申出地の位置から見て、問題ないものと考えます。用途2については、現在農機具庫として利用している自宅倉庫では手狭となったことから申出地に農機具倉庫を設置するため、農業施設用地に用途変更するものです。申出地の位置から見て、問題ないものと考えます。用途3番については、38ページの編入6で触れましたが、隣接する牛舎等既存施設では手狭となったことから、農機具庫等を設置するため農業施設用地に用途変更するものです。申出地の位置から見て、問題ないものと考えます。

以上のことから、除外12番及び除外13番については、除外後に転用許可要件を満たさないものと考えられるため、これらの2つの案件を不適当とし、その他の20件については、適当とする旨回答することが相当と考えます。

議案第15号の説明は以上です。

日笠会長 今15号に対して事務局から説明がありました。それでは現地調査の結果をお願いいたします。

本山委員 除外の12番について8日に目瀬委員さん、溝口委員さん、事務局の5人で現地の確認をさせて頂きました。当地はJRの大崎駅より北へ約500m、場所には肘川が流れておるんですけど、道が狭いんですよ。それも公共道路でなしに河川敷の一部を利用するような道路でして、資材置場としては不適切じゃないかなと感じております。事業をされるに当たりまして、後戻りがあるてはいけませんので、再度的な場所を確認して頂くということで、これは不適当ということでお願いします。

日笠会長 ありがとうございます。いま議案第15号に対して事務局並びに現地調査からの説明がありました。除外12番及び除外13番については承認しないと。他は承認ということによろしいか。

* はい。

日笠会長 はい、賛成の方は挙手をお願いします。

* 多数、挙手

日笠会長 はい、賛成多数という事で、ありがとうございます。

報告第3号農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、事務局説明して下さい。

事務局(津山) 報告第3号の説明の前に様式変更の説明を行います。以前の様式では届出人の名前のみが上がっておりましたが、今回からは所有者、届出人と二つの欄が表示されるようになりました。所有者は現在登記されている人、届け出人は相続等で権利を取得した人です。つまり、所有者と、届出人が同様の場合は相続登記が完了しているものになり、異なっていれば、所有者が死亡し、相続権が発生しているが相続が未了というものになります。その他の項目については、以前の様式とほぼ同様です。

日 笠 会 長
事 務 局 (津 山)

それでは、改めまして報告第3号について説明します。議案書のページは42ページです。今回は、相続によるものが3件4筆となっております。1-2につきましては現況が一部無断転用の農地がありましたので、適正な管理や適正な手続きをとるよう通知しております。その他詳細は議案書の通りです。報告第3号の説明は以上です。

続いて、報告第4号農地改良届出書の受理について説明して下さい。

報告第4号の説明を致します。議案書のページで申しますと、43ページです。今回は、改良届1件です。1-1は、耕作をしていなかった事から荒地となっており、申請地に良質な土を搬入し、敷きならし、農地の改良を行うものです。報告第4号の説明は以上です。

日 笠 会 長

はい、ありがとうございました。

これで議案は終わりましたが、皆さんの方から何かありませんか。

*

ありません。

日 笠 会 長

ありませんか。

*

はい。

日 笠 会 長
事 務 局 次 長

無い様でしたら、事務局の方は何かありますか。

ありません。

日 笠 会 長
事 務 局 次 長

それでは、次回の開催連絡をお願いします。

事務局から次回の定例会の日程等について連絡させていただきます。次回の6月の定例委員会ですが、6月12日月曜日午後1時30分より、市役所2階202会議室で行います。繰り返し申し上げます。次回の6月の定例委員会ですが、6月12日月曜日午後1時30分より、市役所2階202会議室で行います。

それに伴います現地調査ですが、6月8日木曜日午前9時30分より各地区で行っていただきたいと思えます。各地区の担当委員さんを申し上げます。津山地区につきましては、14番坂本委員さん、15番福田委員さん、16番長森委員さんでお願い致します。加茂・阿波地区につきましては、30番南都委員さん、34番山下委員さん、36番寺元委員さんでお願い致します。勝北地区につきましては、4番平田委員さん、9番内藤委員さん、26番川崎委員さんでお願い致します。久米地区につきましては、25番太田委員さん、37番河本委員さん、8番松岡委員さんでお願い致します。

次回の定例会の日程等についての事務局からの連絡は、以上でございます。

木 下 会 長 代 理
*

それでは、これもちまして5月の定例委員会を閉会します。ご苦労様でした。お疲れ様でした。

(1 4 : 5 0 終 了)

上記会議のてん末を記載し、相違ないことを証するために確認し、署名捺印する。

会 長 日 笠 治 郎

署 名 委 員

署名委員 ①

署名委員 ①
